

京都市工事の請負に係る随意契約ガイドライン等の一部改正について

令和3年2月15日（月）付けで「京都市工事の請負に係る随意契約ガイドライン」及び「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を下記のとおり改正しましたので、お知らせいたします。

記

1 改正理由

契約事務について、更なる透明性の向上を図るため。

2 改正内容

全ての入札が予定価格超過や無効であったため入札不成立となり、随意契約を行う場合の交渉の順序について、より一層明確化を図るものです。

(1) 概要

ア 予定価格2億円超の工事請負契約

次の順序で交渉を行います（予定価格超過（無効な入札を除く。以下同じ。）から交渉を行います）。

- ① 予定価格超過のうち、再度入札において、予定価格に最も近い（ただし、総合評価競争入札による場合は、総合評価点又は評価値が最も高い）入札をした事業者から価格交渉し、それがまとまらなければ順次、金額が低い順（又は点数の高い順）に価格交渉します。
- ② ①で交渉がまとまらない場合は、再度入札の辞退者に対して、当初入札の金額の低い順に価格交渉します。
- ③ ②で交渉がまとまらない場合は、無効な入札をした者のうち、最低制限価格又は低入札価格調査基準価格を下回る入札をした者（以下「失格者」という。）を除いた者から、見積り合せ等により価格交渉をします。

イ ア以外の契約

無効な入札をした者のうち、失格者を除いた者から、見積り合せ等により価格交渉をします。

(2) 具体的な事案における取扱い

別添のイメージ図を御参照ください。

(3) 改正後のガイドライン

令和3年2月15日（月）から、以下のURLで公開しています。

<http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/seido/pdf/hourei.pdf>

3 適用時期

令和3年2月15日（月）以降に開札を行う、工事請負契約及び工事に係る測量、設計等の委託について適用します。

○具体的な事案における取扱いイメージ

参考資料

不落随意契約(予定価格2億円超の工事請負契約の場合)

		1回目入札	再度入札(2回目)	優先順位 不落随意契約
		A社 2.46億円(予定価格超過) B社 2.44億円(予定価格超過) C社 2.42億円(予定価格超過) D社 2.4億円(予定価格超過) E社 2.3億円(予定価格超過)	A社 辞退 B社 辞退 C社 2.27億円(書類不備無効) D社 2.28億円(予定価格超過) E社 2.25億円(予定価格超過)	④ ③ ⑤同時に見積提出 ② ①
予定価格 2.2億円		F社 2.1億円(書類不備無効) G社 2.05億円(書類不備無効)	—	⑤同時に見積提出 ⑤同時に見積提出
最低制限価格 2.0億円		H社 1.9億円(最低制限価格未滿無効) I社 1.8億円(最低制限価格未滿無効)	— —	⑥同時に見積提出 ⑥同時に見積提出

○具体的な事案における取扱いイメージ

不落随意契約(予定価格2億円以下の工事請負契約及び物品等調達契約の場合)

入札		優先順位 不落随意契約
予定価格 1.2億円 (事前公表)	A社 1.4億円(予定価格超過無効)	①同時に見積提出
	B社 1.3億円(予定価格超過無効)	①同時に見積提出
	C社 1.1億円(書類不備無効)	①同時に見積提出
	D社 1.05億円(書類不備無効)	①同時に見積提出
最低制限価格 1.0億円	E社 0.9億円(最低制限価格未満無効)	②同時に見積提出
	F社 0.8億円(最低制限価格未満無効)	②同時に見積提出